# Ｃｈｅｅｒ

［若手教職員向け高教組通信］
**長崎高教組は**
**若い教職員の皆さんを**
**応援します**

（第２号）　2014/4/21

発行責任者：高教組書記長　馬場　隆


## ＜ 給与明細にある手当等の解説 ＞

| 銀行コード | 所属 | 職員番号 | 表級号給 | 氏　　名 | 現金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | Ｅ２－１６ | | |

| 支給 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 給料 | 調整額 | 教職調整額 | 管理職手当 | 扶養手当 | 地域手当 | 特地手当 | 準特地手当 | 通勤手当 |
| | ☆ | **A** | **B** | | **C** | **D** | **E** | **F** | **G** |
| | 住居手当 | 時間外休日夜間 | 農林漁改手当 | 教員特別手当 | 産教手当 | 定通手当 | 初任給調整手当 | 月額特勤手当 | 実績特勤手当 |
| | **H** | | | **I** | **J** | **K** | | | **L** |
| | 宿日直手当 | 期末手当 | 勤勉手当 | 育児休業給 | 単身赴任手当 | 管理職特別勤務 | | | 支給総額 |
| | | **M** | **N** | | | | | | |

### Ａ　調整額

同様な職務の級に属する他の職員に比べ、著しく特殊な職務をしている職員に対して、その特殊性に基づいて、給料月額に上乗せして支給されるものです。学校現場では、特別支援学校に勤務する教育職員(教諭・養護教諭・実習教員など教育職給料表の該当者)に支給されています。金額は次のようにして計算されています。

（給料表の級に応じた調整基本額）×調整数

※調整基本額は教育職２級の場合、11,000 円（25 号級以下は減額あり）

※調整数は昨年度まで１．２５でしたが、今年度から改悪され、１になっています（昨年度比で 20 %の減額)。

※ボーナスをはじめとする様々な手当や諸掛金(共済組合掛金等)を算定する基礎に含まれます。

### Ｂ　教職調整額

「義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」(給特法)に基づいて、教育職員に対して給料月額(☆の金額)の４%が支給されます。給特法では教育職員には時間外手当や休日手当を支給しないことが定めてあることをみて、この教職調整額が時間外手当等の代わりであるかのように言う人がありますが、そうではありません。そもそも給特法は教育職員の時間外勤務を、職員会議などの限られた業務(限定４項目)で、臨時又は緊急にやむを得ない場合だけに限定しているのですから、教育職員に日常的に時間外勤務をさせることは違法なことになります。

県教委は、教職調整額について、「教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給されるもの」と説明しています(「給与事務の手引き」)。

※この教職調整額も諸手当や掛金の算定基礎になります。

### Ｃ　扶養手当

扶養親族のある職員に支給されます。支給額は次のとおりです。

・配偶者… 13,000 円

・子や 60 歳以上の父母など… 6,500 円

※満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子は 5,000 円加算

※配偶者がいない場合は、扶養親族のうちの 1 人は 11,000 円

※年間所得の見込みが 130 万程度以上の場合は扶養親族になりません。

### Ｄ　地域手当

学校のある地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県の人事委員会が定める学校に勤務する職員に支給されます。現在は合併以前の長崎市にある学校と鶴南特別支援学校の教職員に支給されています。支給額の計算は次のとおりです。

(給料月額＋調整額＋教職調整額＋扶養手当)
×３%

※高教組は、人事院(国の機関)が行う民間賃金との比較は県単位であり、地域手当も県単位で支給されるべきだと要求しています。

### Ｅ　特地手当

離島の学校に勤務する職員に支給されます。

金額＝(給与明細の☆＋Ａ＋Ｂ＋Ｃ)×支給割合

［支給割合］　4 級地(豊玉・上対馬)　… 16 %

3 級地(奈留・中五島・壱岐商・対馬)
… 12 %

2 級地(他の離島の学校)… ８%

## Ｆ　準特地手当(特地手当に準ずる手当)

離島の学校への異動で転居した場合に、異動後 5 年間は、特地手当と同様の計算で支給割合が４％、6 年目は 2 ％が支給されます。7 年目以降はありません。

## Ｇ　通勤手当

①バス等を利用する場合、6 ヶ月定期の 1 ヶ月分か回数券 21 日分の安い方が支給されます。
※月 55,000 円を超える場合は減額あり。
②自家用車を利用する場合は、片道の通勤距離に応じて支給されます。※ 2 ㎞未満はなし
＜例＞ 10 ～ 15 ㎞…　9,100 円
15 ～ 20 ㎞… 12,300 円
20 ～ 25 ㎞… 15,700 円

## Ｈ　住居手当

住宅を借りて家賃(月額 12,000 円以上)を払っている職員、単身赴任手当の対象になっていて留守家族が住宅を借りて家賃を払っている職員に支給されます。支給額は次のとおりです。
①月額 23,000 円以下の家賃の場合
支給額＝家賃― 12,000 円（100 円未満切捨）
②月額 23,000 円を超える家賃の場合
支給額＝ 11,000 円＋（家賃― 23,000）× 1/2
（ただし上限は 27,000 円）
③単身赴任者の留守家族（家賃 12,000 円以上）については上記の金額の 1/2
※対象となる住宅は「生活の根拠となっているものに限る」とされています。

## Ｉ　教員特別手当

教員にすぐれた人材を確保するという目的でつくられた人材確保法を根拠にして、教育職員に支給されます。金額は級及び号給に応じて 2,000 ～ 7,100 円となっています。

## Ｊ　産教手当

農業・工業・水産に係る産業教育に従事する教育職員で、実習をともなう授業や実習が担当する時間数の半分以上ある人に支給されます。
金額＝（給与明細の☆＋Ｂ）×５％
※出張その他で、学校に勤務しない日が連続 16 日以上あった場合は支給されません。

## Ｋ　定通手当

定時制(夜間)･通信制に勤務する教育職員に支給されます。
夜間…（給与明細の☆＋Ｂ）×５％
通信…（給与明細の☆＋Ｂ）×３％
※上記の産教手当と同様 16 日勤務なしは不支給

## Ｌ　実績特勤手当

休日の部活動指導や修学旅行の引率、対外運動競技等での週休日の引率などを行った場合に支給されます。
休日の部活動指導(4 時間以上)… 1 日 **3,000 円**
※昨年度分までは 2,400 円
※ 4 時間には練習後のミーティングやキャプテンとの打合せ等も含みます。
対外運動競技等の引率(泊又は週休日)
及び修学旅行引率　　… 1 日 **4,250 円**
※昨年度分までは 3,400 円
**※いずれの額も昨年度の賃金確定交渉の結果、今年度実施分から増額されることになりました。高教組は、さらなる増額を求めています。**

## Ｍ　期末手当　　Ｎ　勤勉手当

いわゆるボーナスです。期末手当は(☆＋Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋経験年数に応じた加算額)×支給割合、勤勉手当は上記の(　)からＣを引いた額×支給割合で金額が算出されます。
支給割合は通常月数で示されますが、この月数は毎年秋の賃金交渉をうけて決定されます。**昨年度の交渉の結果、今年度の月数は昨年度より 0.15 月増加しました。**支給月数の内訳は、期末手当の 6 月が 1.255 月で、12 月が 1.375 月、勤勉手当は 6 月も 12 月も 0.75 月となっています。2 つの手当を合わせて、6 月が 1.975 月、12 月が 2.125 月となります。